

議案第 78 号

令和元年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算における健全化判断比率を下記のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.03)	— (19.03)	0.6 (25.0)	— (350.0)

備考：1 括弧内は、瑞穂町における早期健全化基準 (%) です。

2 本表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、マイナスの数値のため、「—」表示となっています。

参考数値として上記3比率の数値は、以下のとおりです。

実質赤字比率：— 3.77%

連結実質赤字比率：— 6.34%

将来負担比率：— 6.2%

令和元年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和元年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

令和2年7月28日（火）・29日（水）・30日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額164億9,043万2,591円、歳出総額161億4,261万5,614円で、歳入歳出差引残額3億4,781万6,977円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、令和元年度は継続費繰次繰越額が1億4,415万2,000円生じたため、実質繰り越す財源は2億366万4,977円となる。

歳入の状況は、収入済額が164億9,043万2,591円で、前年度と比較すると11.27%、金額にして16億6,962万1,706円の増であり、調定額166億6,045万9,290円に対する収入率は、98.98%である。

収入済額全体の40.81%を占める町税の収納率は97.59%で、前年度の97.72%より0.13ポイントの減である。

町税の不納欠損額は692万8,551円で、前年度と比較すると26.60%の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億6,351万6,648円で、前年度と比較すると6.51%の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額が161億4,261万5,614円で、前年度と比較すると10.92%、金額にして15億8,933万6,074円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は94.84%で、翌年度繰越額が5億7,645万2,000円生じたので、不用額は3億111万4,386円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の32.48%を占め、社会福祉費では心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料、児童手当等及び医療費給付費が主なものである。

次に総務費が29.65%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費、各基金積立金及び新庁舎建設工事が主なものである。

次に土木費が12.01%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事及び交通安全施設設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地区画整理組合助成金、駅西土地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金、公園管理委託料、公園遊具等設置工事及びだれでもトイレ等設置工事が主なものである。

次に、衛生費が8.97%を占め、保健衛生費では、福生病院組合運営負担金、福生病院組合建設負担金、予防接種等委託料、健康診査等委託料及び瑞穂斎場組合負担金、清掃費では、西多摩衛生組合分賦金、東京たま広域資源循環組合負担金、地区別ごみ収集委託料及び運転業務委託料が主なものである。

以下、教育費8.77%、消防費4.05%、公債費2.04%の順である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。町の最上位計画である第4次長期総合計画が令和2年度末に終了することに伴い、新たに第5次長期総合計画を策定する必要があるため、基礎調査及び住民意識調査等の策定作業に着手した。また、町行政委員会の委員、公共的団体等の役員及び公募による住民などで組織された審議会や職員で組織する庁内策定委員会等も立ち上がり、会議も開催された。住民意識調査の結果等、町民の意向を十分に踏まえ、審議会等で議論を重ね、新たなまちづくりを推進するための計画となるよう期待する。

平成12年3月に策定し、平成26年3月に見直された都市計画マスタープランの改定作業に着手した。上位計画である長期総合計画が策定中であり、東京都都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定が予定されているため、改定後の計画等と整合を図るとともに、町の既成市街地を含め良好な道路や緑地の整備を進め、安全で快適な生活環境の形成が図られる長期的な都市づくりの基本方針となることを期待する。

高齢者、障がい者の安心安全を図るため、震度5以上の揺れに反応し、電気を遮断する感震ブレーカーが希望対象世帯に給付された。大地震による電気火災を防止し、高齢者世帯、障がい者世帯の火災に対する不安解消の一助となったことは評価できる。今後も高齢者や障がい者が、住み慣れた地域において安全かつ安心な暮らしを続けることができるよう積極的な施策の実施を望む。

建築後45年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいることや施設内外のバリアフリーやユニバーサルデザインについても十分ではない図書館改修工事の基本計画、基本設計及び実施設計業務に着手した。町の社会教育を支える施設の一つとして多くの町民に利用されてきた図書館であるが、社会の変化や建物及び設備の老朽化が進み、施設と運営の両面で積極的な対応が求められている。誰もが気軽に訪れることができ、利用しやすい快適な施設となるとともに、住民に親しまれる図書館となることを強く望む。

新庁舎建設については、平成29年9月に契約がなされ工事に着手し、数回の契約変更を経て、令和2年1月から新庁舎での業務が開始された。1月の業務開始に向けて、各課の情報システム回線等の移設、什器の購入等必要な作業を進め、年末年始にかけての事務室の移転作業は大変な苦労であったことが伺える。また、業務開始前後に庁舎内の免震層や災害対策本部等の内覧会を実施し、庁舎の完成を心待ちにしていた住民に対し、庁舎内部の説明を行ったことは評価できる。現在、旧庁舎の解体及び駐車場の整備など、工事は最終段階を迎えている。引き続き、来庁者等の安全確保に努めるとともに、適正な工事監理及び工程管理を行うことを強く望む。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の報告を7月27日に受けたため、7月30日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化に対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

なお、令和元年度末に入って新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、当該年度事業に影響が出ている。この状況はしばらく続くものと思われるが、町長をはじめとする職員全員が一丸となってこの難局を乗り越えていただきたい。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男